

# 茨城県の医療・ 看護の現状

---

茨城県保健医療部医療局医療人材課

三木 健太郎

坂場 真実

チャレンジ

I



## 新しい豊かさ

力強い産業の創出と  
ゆとりある暮らしを  
育み、新しい豊かさ  
を目指します



挑  
戦  
す  
る  
政  
策

- 1 質の高い雇用の創出
- 2 新産業育成と中小企業等の成長
- 3 強い農林水産業
- 4 世界に飛躍する茨城
- 5 自然環境の保全・再生

チャレンジ

II



## 新しい安心安全

医療、福祉、治安、  
防災など県民の  
命を守る生活基盤  
を築きます



挑  
戦  
す  
る  
政  
策

- 6 県民の命を守る地域保健・医療・福祉
- 7 健康長寿日本一
- 8 障害のある人も暮らしやすい社会
- 9 安心して暮らせる社会
- 10 災害・危機に強い県づくり

チャレンジ

III



## 新しい人財育成

茨城の未来を創る  
「人財」を育て、  
日本一子どもを  
産み育てやすい  
県を目指します



挑  
戦  
す  
る  
政  
策

- 11 次世代を担う「人財」
- 12 魅力ある教育環境
- 13 日本一、子どもを産み育てやすい県
- 14 多様性を認め合い、誰もが活躍できる社会
- 15 外国「人財」に選ばれ、共に成長する秩序ある共生社会

チャレンジ

IV



## 新しい夢・希望

将来にわたって  
夢や希望を描ける  
県とするため、  
観光創生や魅力  
向上を図ります



挑  
戦  
す  
る  
政  
策

- 16 魅力発信No.1プロジェクト
- 17 ビジット茨城 ～新観光創生～
- 18 若者が集い、「楽しさ」あふれる茨城
- 19 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- 20 活力を生むインフラと住み続けたいくなるまち

茨城の新たな挑戦

## 特に重点的に進める3つの取組

### 本県に他地域にはない特長をつくるための「差別化」

人口減少社会において国内外から多くの人や投資を惹きつけるには、本県ならではの魅力と価値を創出する「差別化」が極めて重要です。このため、常識にとらわれず新しい発想で工夫を重ね、本県独自の「差別化」に取り組みます。

### 本県の将来の発展を見据えた「インフラへの投資」

人口減少社会を乗り越えるための活力を生みだし、持続可能な地域社会を実現するための基盤となるインフラの整備には、しっかりと投資していく必要があります。このため、つくばエクスプレスの土浦延伸や茨城空港の機能強化、水戸保健医療圏の病院再編などの「インフラへの投資」を進めます。

### 「多様な人財が活躍できる社会の実現」

人口減少社会においては、多様な人財がそれぞれの能力を活かして地域の発展に貢献できる社会づくりが不可欠です。このため、国籍や性別、年齢、障害の有無などに関わらず、誰もが能力と意欲に応じて活躍できる社会の実現に取り組みます。

## 医療関係職種一覧

区分		養成所への指導監督	免許業務
保健師	保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。	(文科省)	医療人材課
看護師	傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助を行うことを業とする者をいう。	医療人材課	医療人材課
助産師	助産又は妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。	医療人材課	医療人材課
准看護師	医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、看護業務を行うことを業とする者をいう。	医療人材課	医療人材課 (県免許)
医師	医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。医師でなければ、医業をなしてはならない。	(文科省)	医療人材課
診療放射線技師	医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射することを業とする者をいう。	(文科省)	医療人材課
臨床検査技師	臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。	(文科省)	医療人材課
歯科衛生士	歯科医師の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。 ①歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。 ②歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。	医療人材課	(厚労省)
歯科技工士	歯科技工を業とする者をいう。	医療人材課	(厚労省)

## 医療関係職種一覧

区分		養成所への指導監督	免許業務
理学療法士	理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行うことを業とする者をいう。	医療人材課	医療人材課
作業療法士	作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行うことを業とする者をいう。	医療人材課	医療人材課
視能訓練士	視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者をいう。		医療人材課
言語聴覚士	言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。	医療人材課	医療人材課
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業とする者。		(厚労省)
柔道整復師	柔道整復を業とする者をいう。		(厚労省)
救急救命士	救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。	医療人材課	(厚労省)

# 保健師・助産師・看護師・准看護師とは



【保健師】  
地域の健康増進のための  
業務、保健指導等



【看護師】  
病気になった患者の看護  
と回復のための支援



【准看護師】  
医師、歯科医師、看護師  
の指示を受けて病気にな  
った患者を看護する



【助産師】  
正常な妊婦・産婦・  
褥婦とその子の  
健康を守る業務と  
育児相談等

日本の人口はどのような傾向にあるか  
調べてみよう



茨城の医療職は十分？不足？それはなぜ？

- 医師
- 看護師
- 作業療法士
- 理学療法士

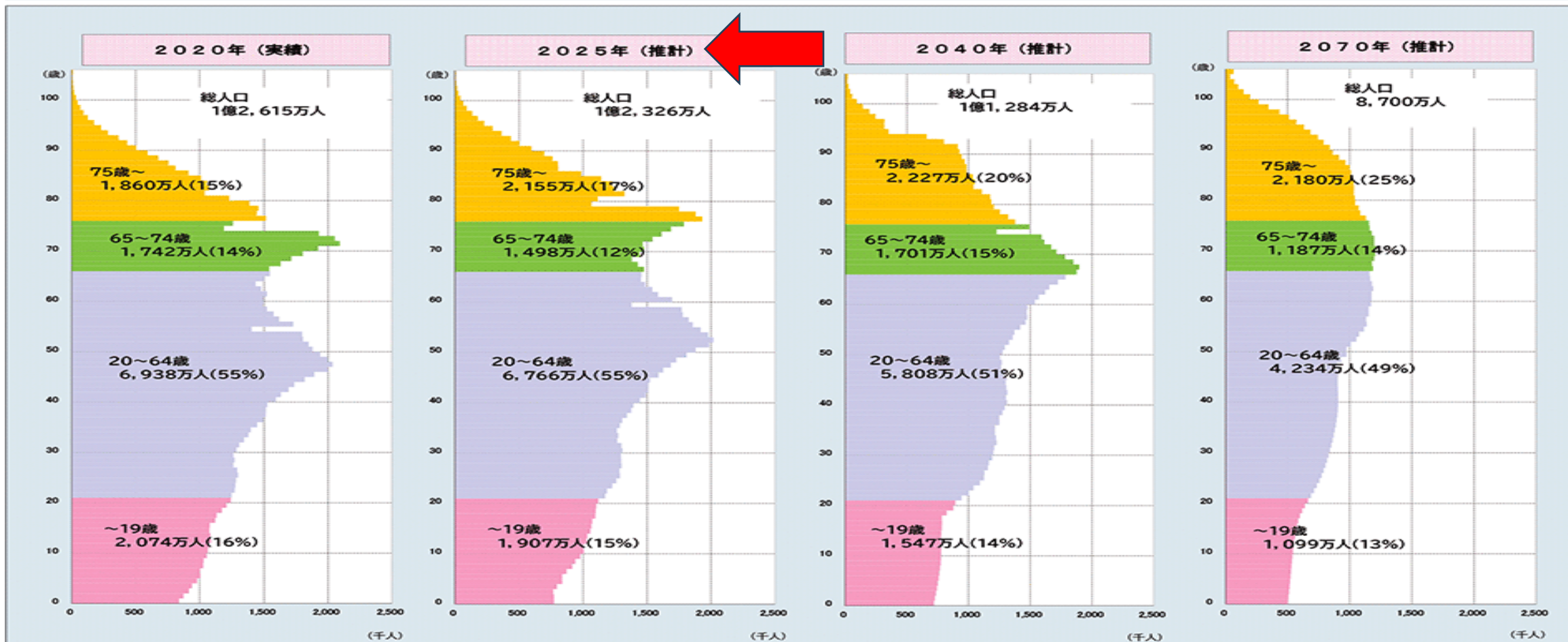
など医療職は数を予想してみよう

(増加・不変・減少)

# 日本の人口ピラミッドの変化

急速に進む高齢化  
と人口減少

図表 1-1-2 人口ピラミッド (2020年～2070年)

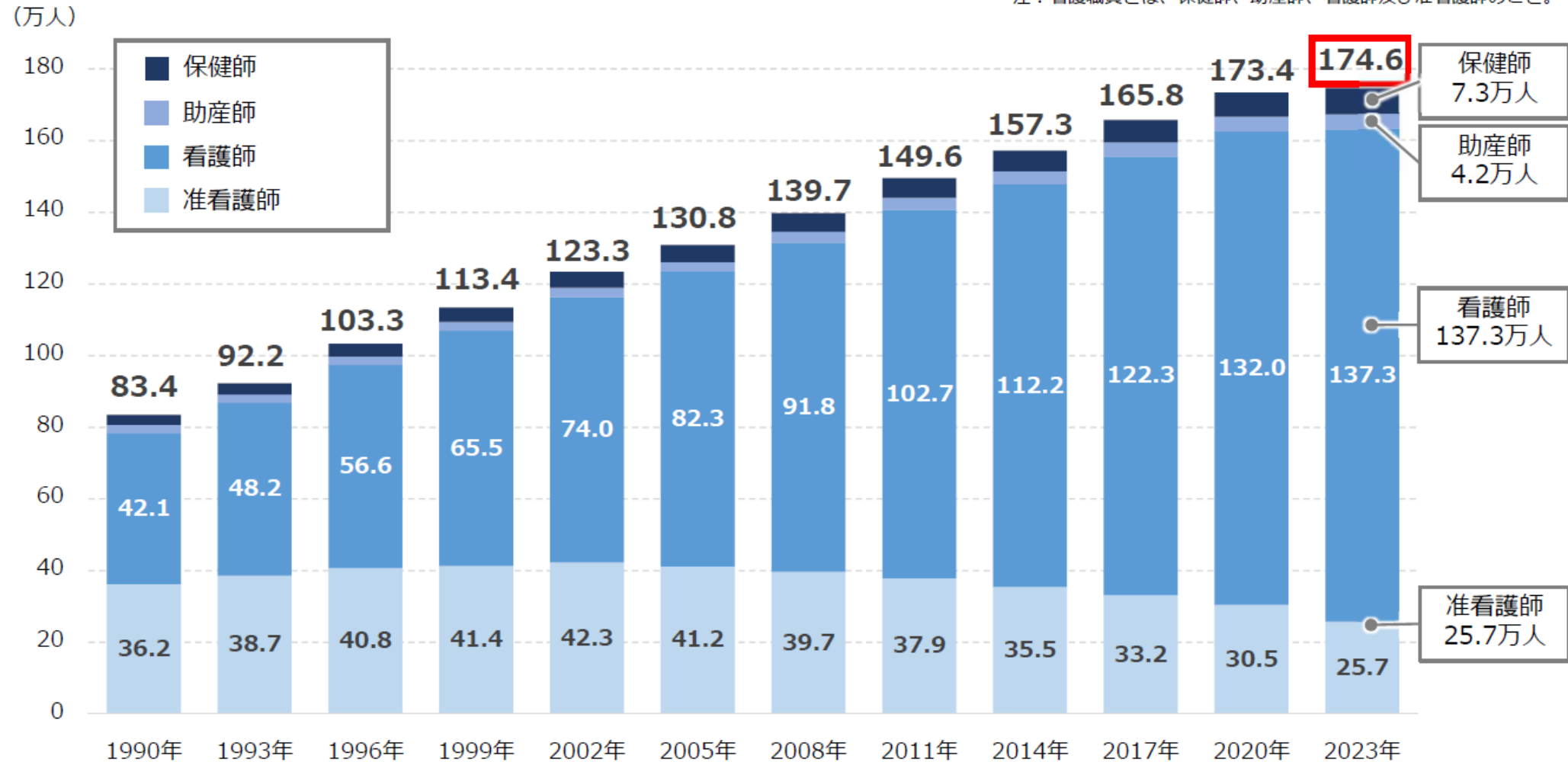


資料：実績値（2020年）は総務省「国勢調査（不詳補完値）」、推計値（2025年、2040年、2070年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）により厚生労働省政策統括官付政策統括室において作成。

# 看護職員就業者数の推移

看護職員の確保が進められて、看護職員就業者数は増加を続け、2023年（令和5年）には174.6万人となった。

注：看護職員とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師のこと。

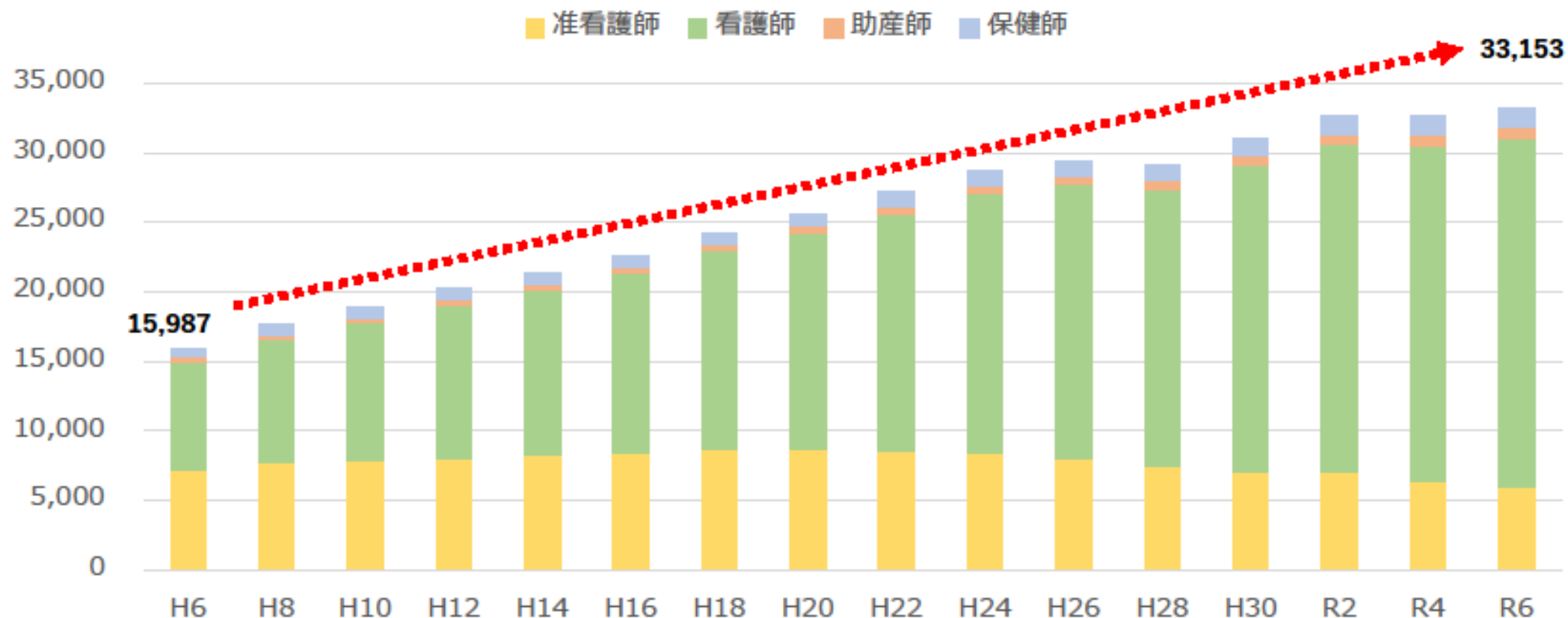


資料出所：厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者票）」に基づき厚生労働省医政局看護課において集計・推計

- ・病院で就業する看護職員数は、2017年以降は「医療施設（静態）調査」、2014年以前は「病院報告（従事者票）」による。
- ・診療所で就業する看護職員数は「医療施設（静態）調査」による。
- ・病院・診療所以外で就業する看護職員数は「衛生行政報告例（隔年報）」による。なお、「衛生行政報告例（隔年報）」の調査年ではない年については「衛生行政報告例（隔年報）」の数値に基づく推計値。

# 茨城県の看護職員の現状（就業者の推移）

就業する看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）の数は、  
年々増加傾向にあり、令和6(2024)年末時点では、**33,153**人となっている。



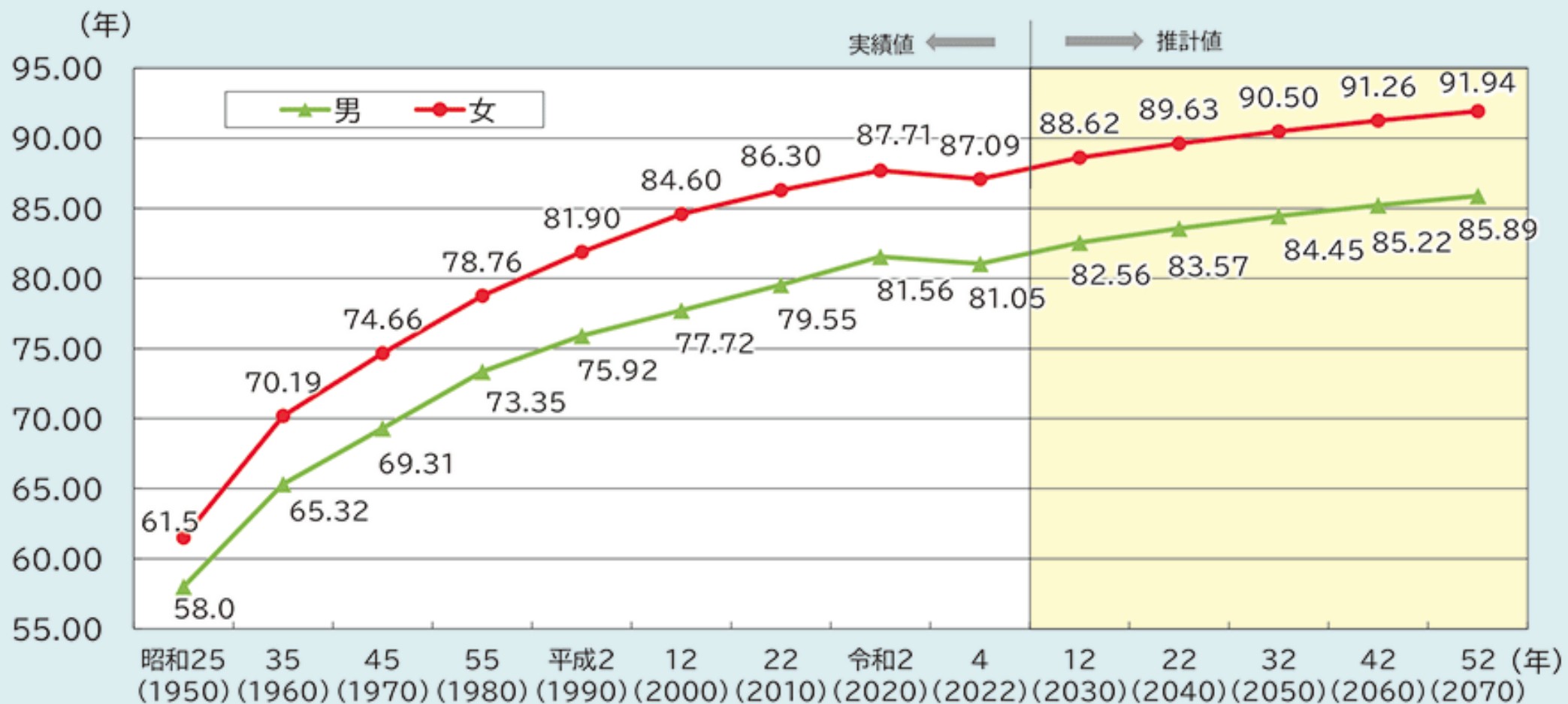
(出典：厚生労働省 令和6(2024)年衛生行政報告例)

看護師が増えているのに  
不足していると言われるのはなぜ？

➡社会情勢から理由を考えてみよう

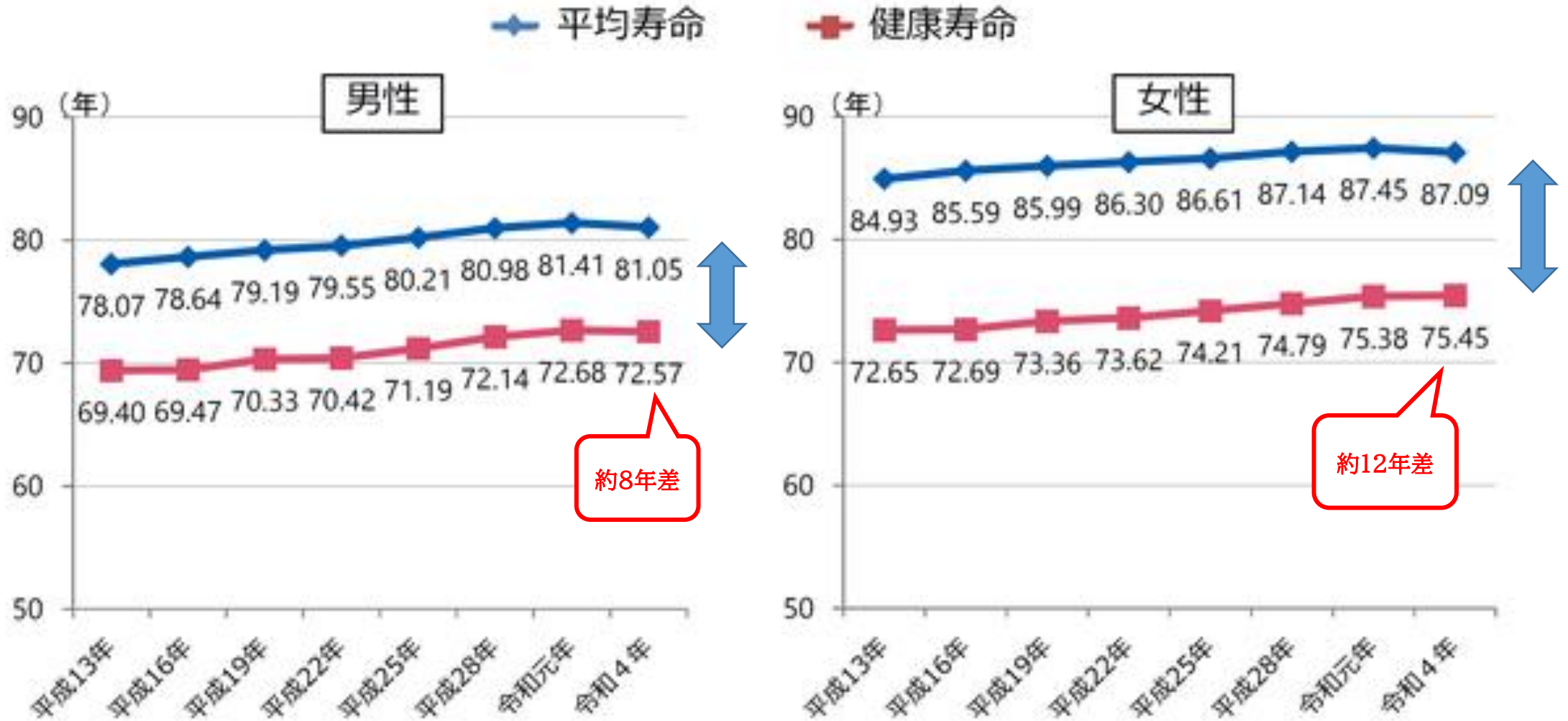


# 平均寿命の推移と将来推計(男女別)



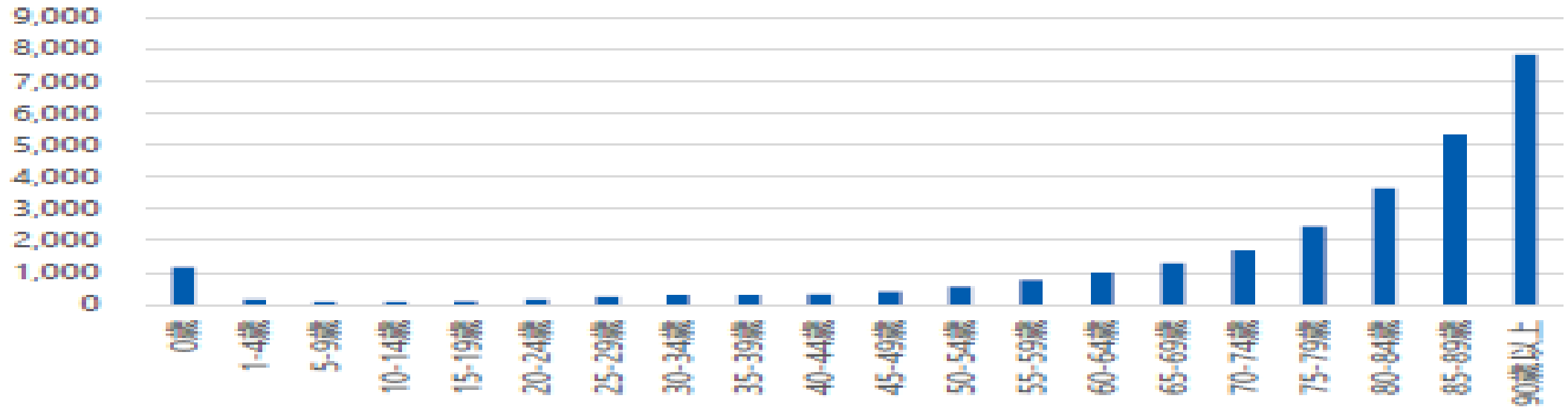
資料：1950年、2022年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2020年までは厚生労働省「完全生命表」、2030年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の死亡中位仮定による推計結果  
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳時点における平均余命が「平均寿命」である。

# 健康寿命と平均寿命の推移

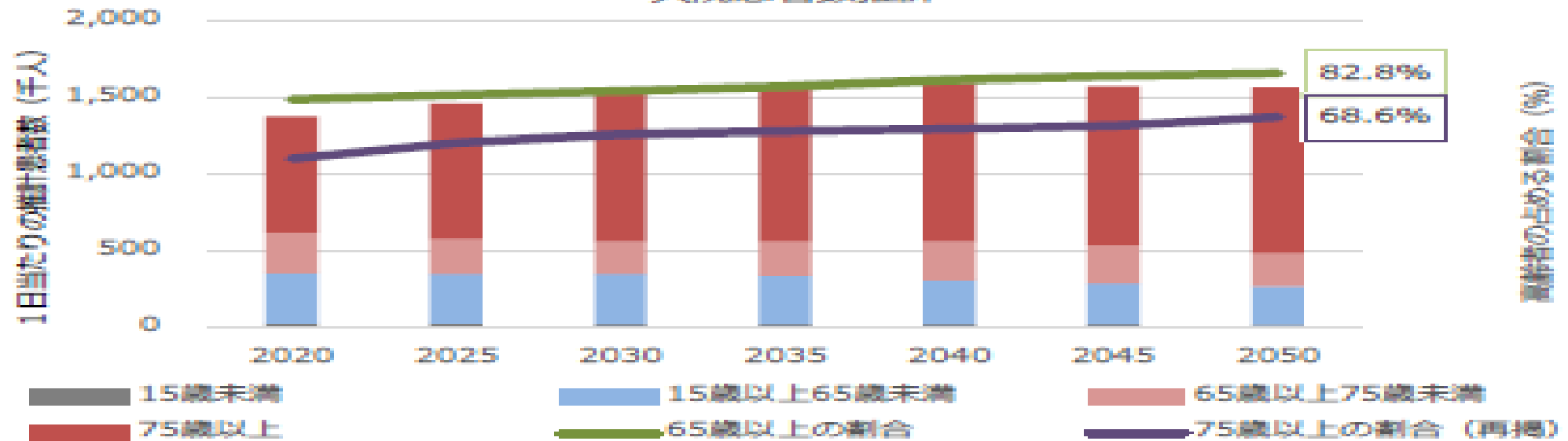


健康寿命とは、日常生活を制限されることなく健康的に生活できる期間

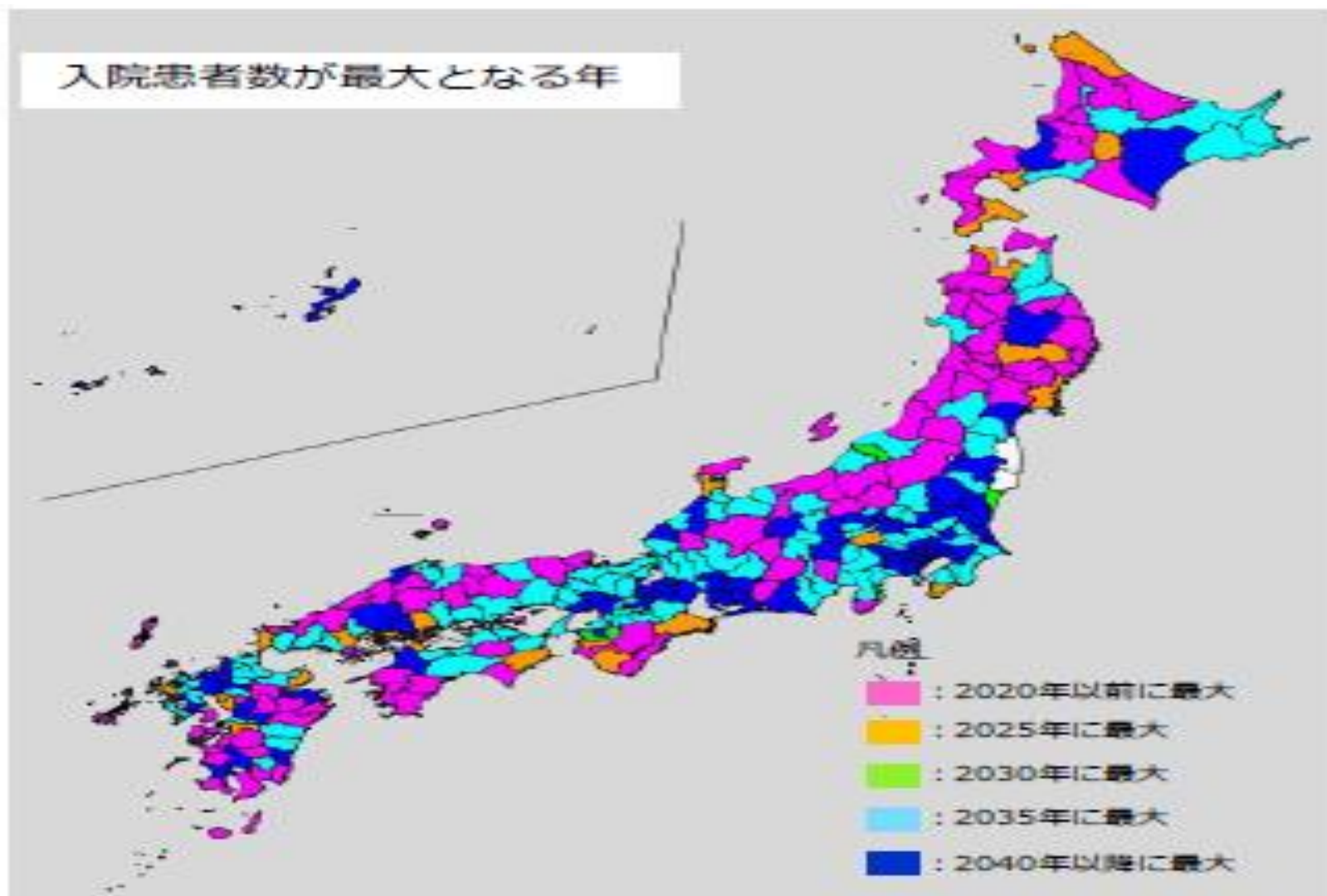
## 入院受療率（人口10万対）



## 入院患者数推計



## 入院患者数が最大となる年



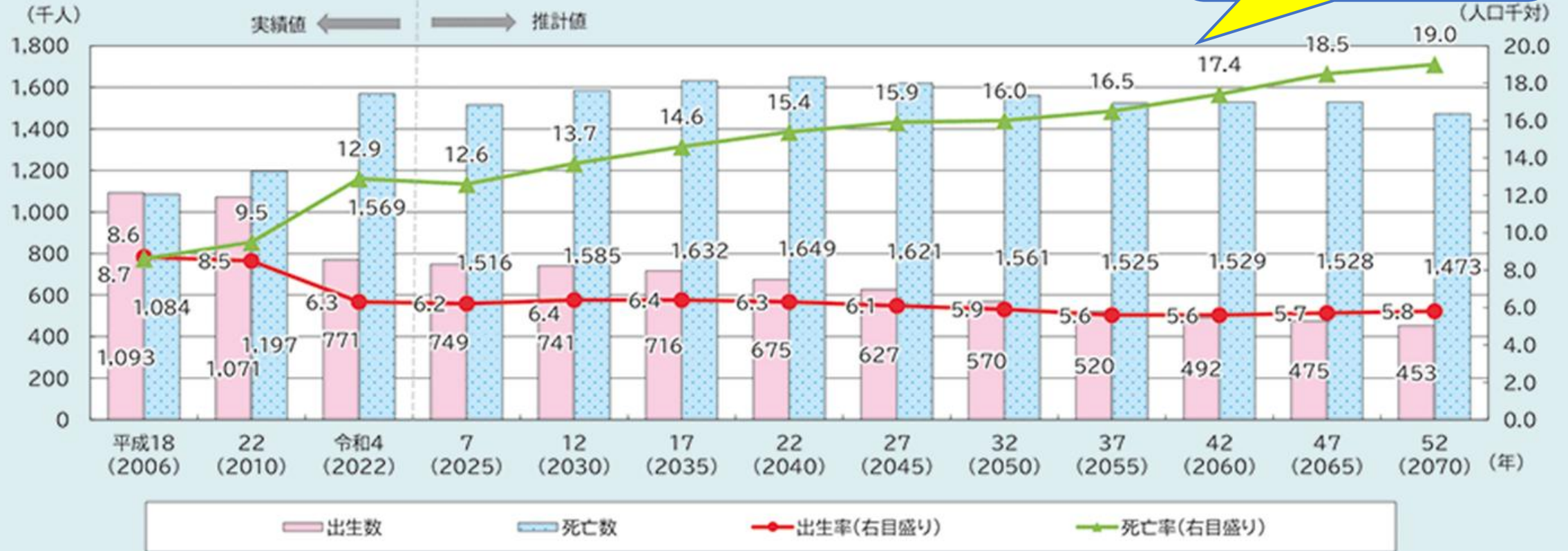
出典：厚生労働省「患者調査」（2017年）、総務省「住民基本台帳人口」（2018年）、「人口推計」（2017年）及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」を基に厚生労働省医政局地域医療計画課において推計。

※ 二次医療圏の患者数は、当該二次医療圏が属する都道府県の受療率が各医療圏に当てはまるものとして、将来の人口推計を用いて算出。

※ 福島県は相双、いわきの2医療圏を含む浜通り地域が一体として人口推計が行われているため、地域別の推計を行うに当たっては、これらの2地域を除く333の二次医療圏について集計。

# 出生数及び死亡数の将来推計

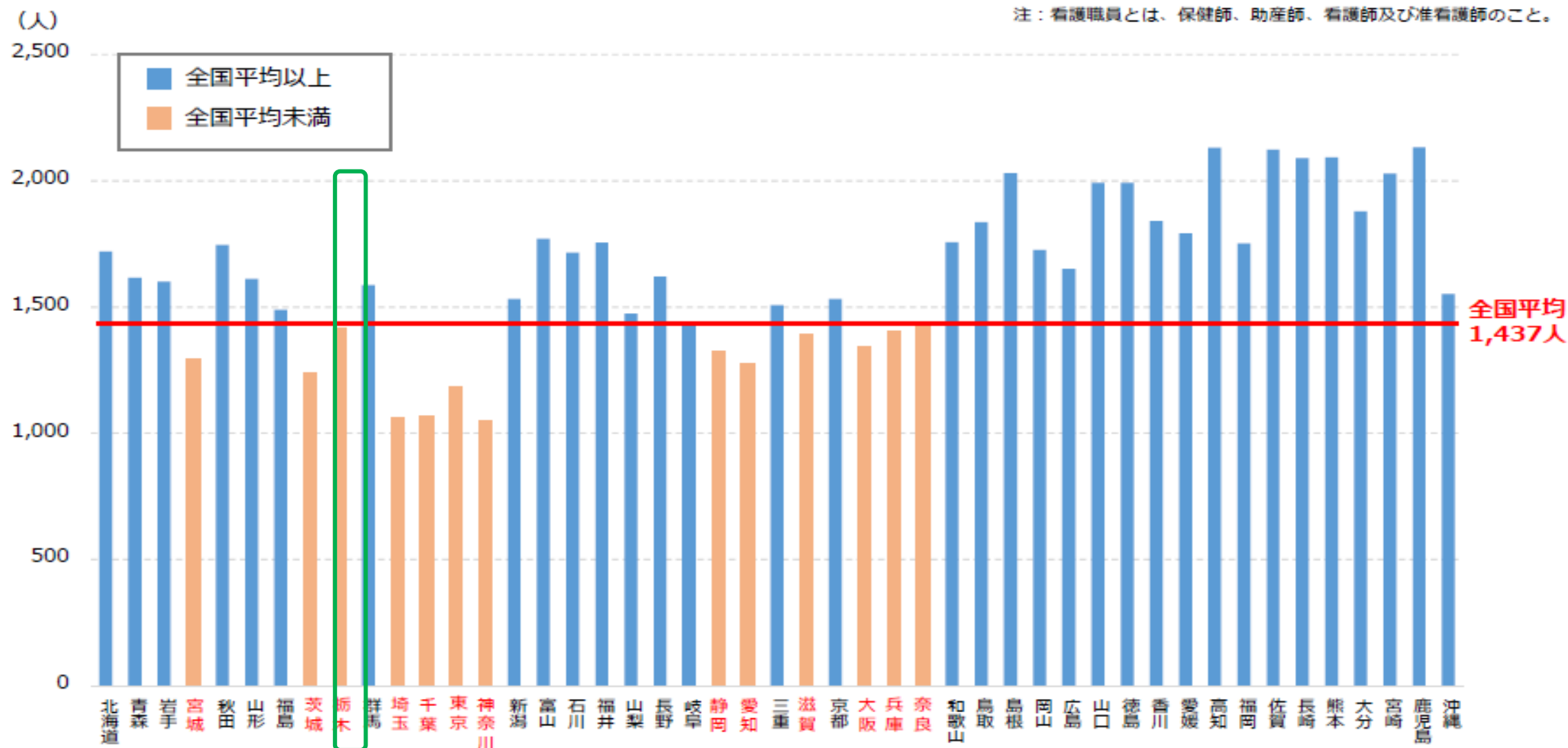
出生数の減少、死亡数の増加により、人口減少が進んでいる



資料：2006年、2010年、2022年は厚生労働省「人口動態統計」による出生数及び死亡数。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。いずれも日本における日本人について。

# 都道府県別 人口10万人当たり看護職員就業者数（2023年（令和5年））

人口10万人当たり看護職員就業者数については、首都圏等において、全国平均よりも特に少ない傾向。



資料出所：厚生労働省「医療施設（静態）調査（令和5年）」「衛生行政報告例（隔年報）」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（令和6年1月1日現在）」

・病院・診療所で就業する看護職員数は、「医療施設（静態）調査」による。

・病院・診療所以外で就業する看護職員数は「衛生行政報告例（隔年報）」による。なお、「衛生行政報告例（隔年報）」の調査年ではない年については、「衛生行政報告例（隔年報）」の数値に基づく推計値。

# 茨城県の看護職員の現状（就業者の推移）

令和6(2024)年末における人口10万人あたりの看護職員数は全国平均を下回っている。

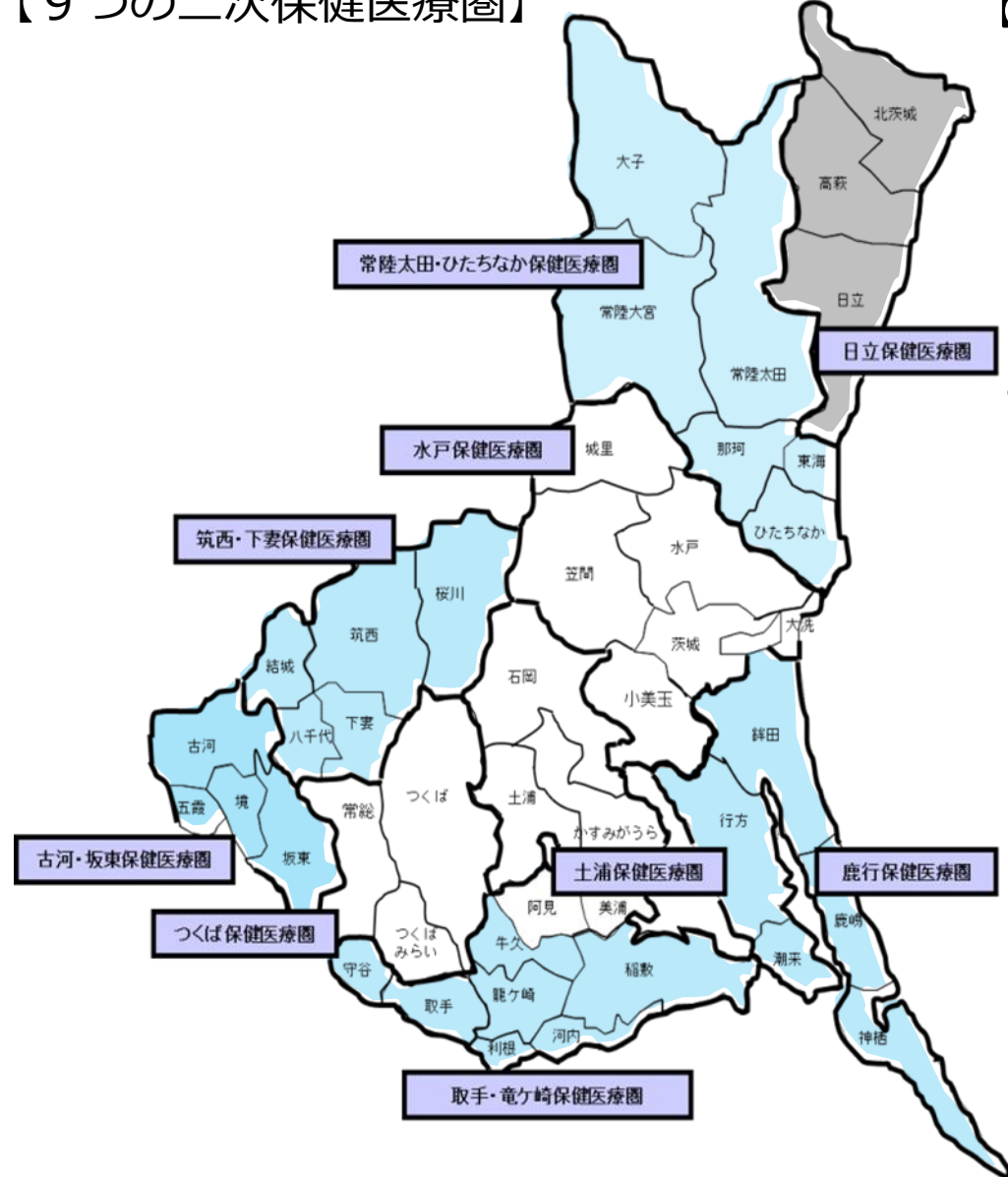
(単位：人)	令和6(2024)年			令和4(2022)年		
	茨城県		全国	茨城県		全国
	就業者数	人口 10万対	人口 10万対	就業者数	人口 10万対	人口 10万対
保健師 (全国順位)	1,356	48.3 (40位)	51.3	1,357	47.8 (40位)	48.3
助産師 (全国順位)	773	27.5 (44位)	31.3	761	26.8 (43位)	30.5
看護師 (全国順位)	25,108	894.8 (44位)	1,101.1	24,148	850.3 (44位)	1,049.8
准看護師 (全国順位)	5,916	210.8 (28位)	188.2	6,375	224.5 (28位)	203.5
合計	33,153	1,181.4 (42位)	1,371.9	32,641	1,149.4 (42位)	1,332.1

( )内は全国順位

【資料出所：厚生労働省・令和6(2024)年衛生行政報告例】

# 茨城県の現状(二次保健医療圏別就業看護職員数)

## 【9つの二次保健医療圏】



## 【厚生労働省・令和4年衛生行政報告例】

### 1 茨城県全体の就業看護職員数

区分	看護職員数(人)	人口10万対
全国	1,664,378	1332.1
茨城県	32,641	1149.4

※全47都道府県中 茨城県は**全国第42位**

### 2 二次保健医療圏別の就業看護職員数

医療圏名	看護職員数(人)	人口10万対
水戸	6,984	1,543.3
日立	3,056	1,293.4
常陸太田・ひたちなか	3,088	893.7
鹿行	1,946	738.6
土浦	3,174	1,256.6
つくば	4,824	1,327.9
取手・竜ヶ崎	4,996	1,093.0
筑西・下妻	2,412	969.2
古河・坂東	2,161	975.9

※9つの医療圏のうち、青色の**5つが平均を下回る。**

全国平均(1,332.1人)を上回るのは、**水戸保健医療圏とつくば保健医療圏のみ**

**看護職員の総数確保に加えて、地域偏在の解消が必要**



# 中学卒業

高等学校もしくは  
高校卒業程度認定試験合格

高等学校・5年一貫校  
(5年)

准看護師養成所  
(2年)

高等学校  
衛生看護学科  
(3年)

いずれか

看護師養成所 (3年課程)  
(4年制)

看護短大 (3年)

看護大学 (4年)  
看護師課程  
・保健師養成課程  
・助産師養成課程

准看護師試験 (都道府県 知事試験)

看護師養成所 (2~3年)  
※高等学校卒業、  
もしくは、3年以上の  
業務経験を有する者

看護師養成所  
(2年課程通信制)  
※5年以上の業務経験を  
有する者

## 看護師国家試験

※大学の保健師養成課程/助産師養成課程は  
看護師国家試験と保健師/助産師国家試験の同時受験が可能

保健師養成所 (1年)  
助産師養成所 (1年)

看護大学専攻科 (1年)  
・保健師専攻科  
・助産師専攻科  
※看護大学を卒業し  
学士を有する者  
もしくは  
専修学校 (4年制) を  
卒業した者

看護大学編入 (2年)  
・保健師専攻科  
・助産師専攻科

看護短大専攻科  
(1年)  
※短大を卒業した者

## 保健師/助産師国家試験

※保健師・助産師で働くには看護師免許を有することが必須

# 認定看護師・特定看護師・専門看護師・診療看護師

●**認定看護師(CN)とは** 日本看護協会の定めた認定制度に合格

特定の看護分野において特化した看護実践を行う。

●**特定看護師とは** 厚生労働省が定める特定医療研修を修了

医師の指示に基づき**特定の医療行為を行うことが可能。**

●**専門看護師 (CNS) とは** 看護系大学院で修士課程を修了が必須

特定の専門分野において高度な知識・技術を持ち、臨床実践、教育、研究など幅広い役割をはたす。

●**診療看護師 (NP) とは**

特定行為研修の修了 + 指定された大学院のNP課程修了が必須

倫理的な視点や科学的根拠に基づき、**一定レベルの診療を行うための**  
知識・技術を身に付けた看護師

# 現状（指定研修機関数・研修修了者の推移）

- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和4年8月現在で338機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は4,811人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和4年9月現在で6,324名である。

## ■ 指定研修機関数の推移



## ■ 研修修了者数の推移



## 特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

特定行為区分	特定行為	特定行為区分	特定行為
呼吸器(気道確保に係るもの)関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	創傷管理関連	褥(じよく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更	創傷管理関連	創傷に対する陰圧閉鎖療法
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎖静脈の投与量の調整	動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	人工呼吸器からの離脱	透析管理関連	橈骨動脈ラインの確保
	気管カニューレの交換	透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	一時的ペースメーカーリードの抜去	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
	大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去	術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	胸腔ドレーンの抜去		持続点滴中のナトリウム、カルシウム又はクロールの投与量の調整
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。)		循環動態に係る薬剤投与関連
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	膀胱ろうカテーテルの交換	循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連	中心静脈カテーテルの抜去	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与
栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗精神病薬の臨時的投与
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗不安薬の臨時的投与
		皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

# 茨城県の特定期行為研修修了者の養成状況の現状

○特定行為研修修了者を養成する指定研修機関数

→全国で412機関（令和6年2月現在）

## 茨城県 4機関

- ・筑波大学附属病院・水戸済生会総合病院
- ・茨城県立医療大学・土浦協同病院

○茨城県の特定期行為研修修了者数  
（令和6年4月現在）

**300名**の研修修了者が県内の施設に就業  
→県内及び近隣県の研修機関への聞き取り調査による数値

（医療人材課調べ）

## 茨城県における特定期行為研修修了者数

R2	R3	R4	R5	累計 (人)
50	38	59	48	300

# 特定看護師がいることのメリット

## 患者

医師の指示を待たずにタイムリーに医療提供を受けられることで、早期の回復や苦痛軽減につながる

## 医師

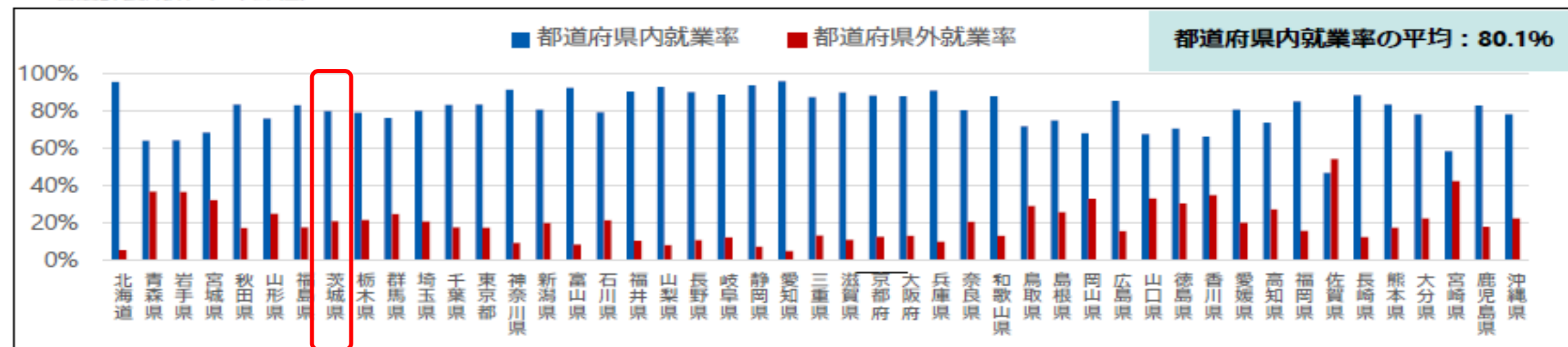
現場にタイムリーにかけつけることが難しい場面もあり、特定看護師に業務の一部を任せることで、医師の働き方改革にもつながる

## 看護師

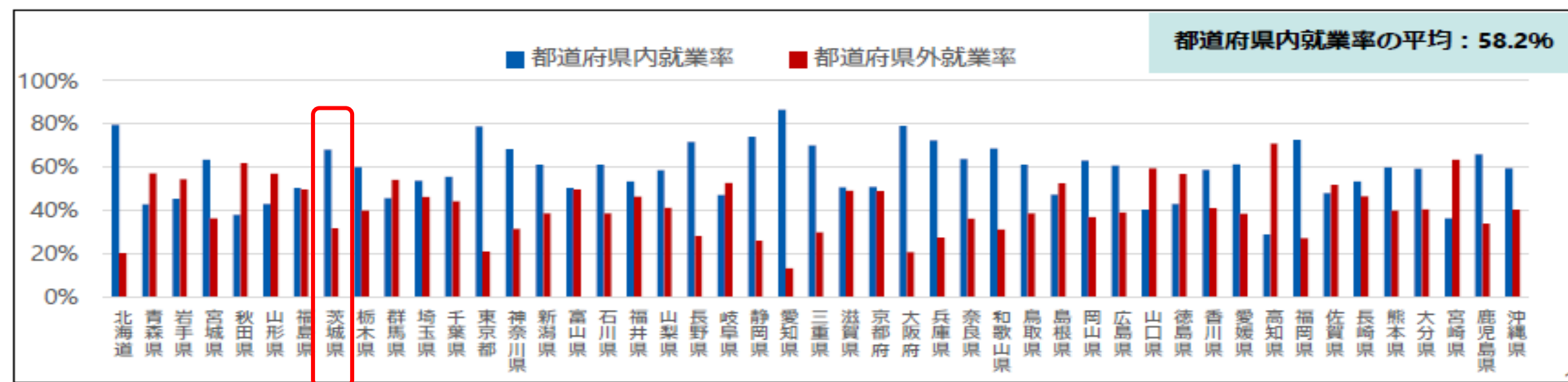
いち早く患者の変化に気づき、必要な医療を提供することでチーム医療の推進や医療の質向上につながる

# 看護師学校養成所（3年課程）における都道府県内外就業率

## ■ 看護師養成所（3年課程）



## ■ 大学（3年課程）



# 将来のビジョンを考えてみよう どんな看護師を目指しますか??

- 保健師
- 助産師
- 特定看護師
- 認定看護師
- 専門看護師
- 診療看護師
- 教員

など、いろいろな将来が待っている

## これから求められる看護職員像

- コミュニケーション能力の高い（他職種と連携）
- ICT等の活用に対応する能力（web診療等に対応）
- 地域・在宅看護のできる看護師（広い視野・訪問看護）
- 特定看護師等の専門領域に長けている知識と技術  
（特定行為研修を終了した看護師が医師が不在でも手順書に基づき、患者の病状・状態を確認して判断し、指示された病状の範囲内であれば医師の判断を受けずに特定行為が行える）
- 保健師の観点（健康生活を守る・健康寿命を延ばす） など多様化している

# 思い描く看護師像に向けて

傾聴力

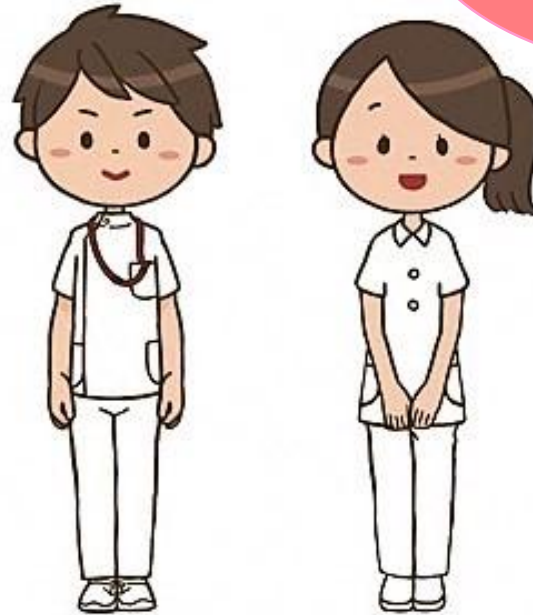
主体的に学習  
する力

チームワーク  
を意識して行  
動できる

自分の行動を  
ふりかえること  
ができる

相手を思い  
やる気持ち

誠実・素直



# 看護職員確保に向けた施策の柱

県では、看護職員確保対策として、「養成促進」、「定着促進」、「再就業促進」、「質の向上」の4つの観点から総合的な対策を講じています。



養成促進

定着促進

再就業促進

質の向上

## (1) 養成促進

- ・ 県立看護大学校・つくば看護専門学校の2つの県立看護専門学校・大学校の運営
- ・ 民間看護師等養成所への運営費補助
- ・ 県内の看護職員不足地域で一定期間勤務することを返還免除要件とした看護学生への修学資金の貸与
- ・ 専任教員養成講習会の開催

## (2) 定着促進

- ・ 出産、育児等による離職防止のための病院内保育所の運営費補助
- ・ 労働環境改善のための管理者向け研修の実施
- ・ 看護職員の確保・定着に苦慮する医療機関へ助言指導を行う定着促進コーディネーターの派遣

## (3) 再就業促進

- ・ 県ナースセンター事業による就職の相談やあっせん等の実施
- ・ 離職後にブランクのある潜在看護職員が、再就業に必要な知識・技術を習得するための研修の実施

## (4) 質の向上

- ・ 茨城県看護協会と連携し、新人から中堅以降の看護職員に対し段階に応じた研修の実施
- ・ 看護教員が体系的なキャリアアップを図るために、看護教員継続研修の実施
- ・ 特定行為を行うことができる看護師を養成する研修制度の周知説明会や受講料補助の実施



# 看護師等修学資金制度

県では、将来、茨城県内の看護職員不足地域にある医療機関において、看護職員としての業務に従事しようとする方に対して修学資金を貸与しています。

## ○看護職員不足地域（地図の黄色で示す地域）

### 1) 常陸太田・ひたちなか保健医療圏

常陸太田市・ひたちなか市・  
常陸大宮市・那珂市・東海村・大子町

### 2) 鹿行保健医療圏

鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市

### 3) 取手・竜ヶ崎保健医療圏

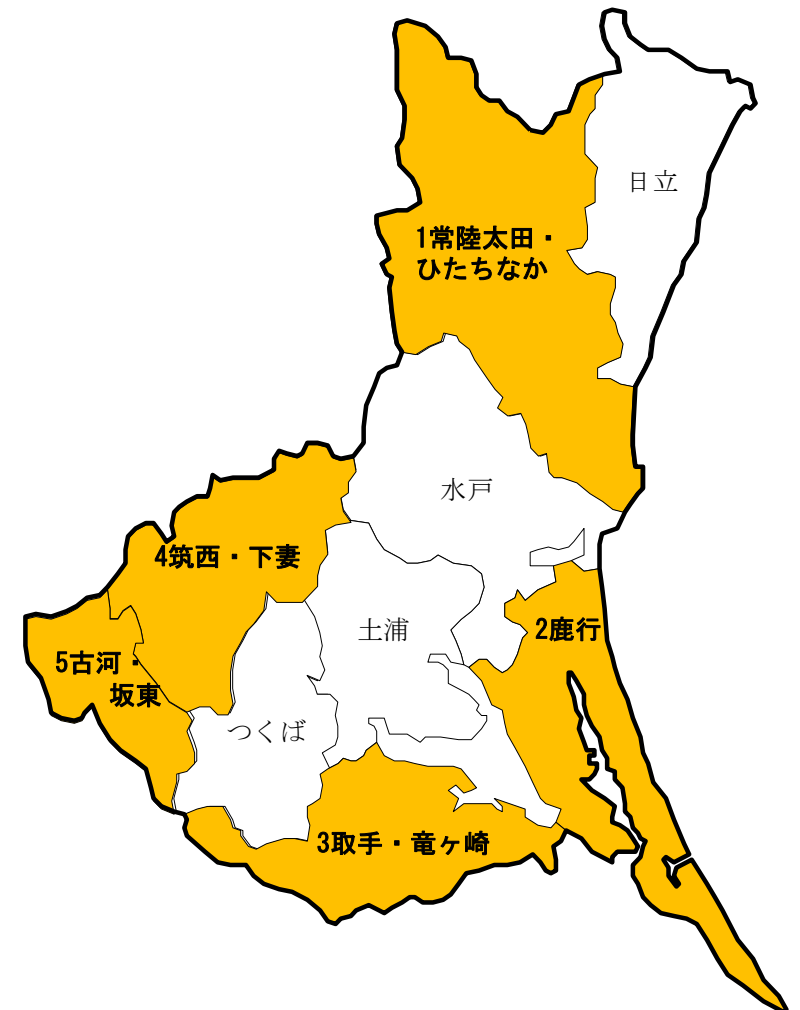
龍ヶ崎市，取手市・牛久市・  
守谷市・稲敷市・美浦村・  
阿見町・河内町・利根町

### 4) 筑西・下妻保健医療圏

結城市・筑西市・下妻市・  
桜川市・八千代町

### 5) 古河・坂東保健医療圏

坂東市・古河市・五霞町・境町



# 看護職員の養成促進について

## ○ 茨城県看護師等修学資金貸与制度

- 対象者

看護師等学校養成所に在籍する者で、将来県内の看護職員不足地域に存する医療機関等において、看護職員としての業務に従事しようとする者

- 貸与額

区 分	貸与月額
保健師・助産師・看護師学校養成所	国公立等: 32,000円
	私立 : 36,000円
准看護師養成所	国公立等: 15,000円
	私立 : 21,000円
修士課程	83,000円

- 返還免除

卒業後免許を取得し、直ちに県内の看護職員不足地域に存する医療機関等で5年以上看護職員の業務に従事した場合